



国民年金の

保険料を納めることが困難な場合には…

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより納付することができない方が、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「保険料免除制度」があります。

免除となる所得のめやす

- 全額免除 → (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円
- 4分の1納付 (4分の3免除) → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の3納付 (4分の1免除) → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
 ※平成19年4月～6月分の申請については、前々年(平成17年)の所得で審査を行います。

継続申請をご存知ですか？

これまで、国民年金保険料の免除等の申請は、毎年、お住まいの市区町村の窓口へ申請書の提出が必要でしたが、平成18年度以降、全額免除と若年者納付猶予に限り、引き続き申請を希望される場合には、改めて申請書を提出する必要がなくなり、申請手続の負担が軽減されることになりました。ただし、所得審査のため、申告等をしている必要があります。

※失業若しくは震災、風水害又は火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、若しくは半額免除申請の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

なお、年金については詳しくは、奥尻町役場住民課 住民福祉係 (☎2-3404・直通、または☎2-3111・内線121) へお問い合わせください。

町の人口・世帯

住民基本台帳 4月末現在
 ♂ 1,780 人 (-8)
 ♀ 1,757 人 (-1)
 計 3,537 人 (-9)
 1,672世帯 (+8)
 ()は前月末比較増減



10日まで・敬称略
 (平成19年4月11日から5月)

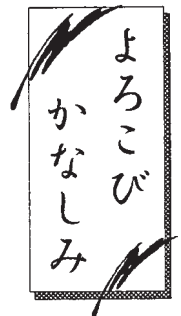
大須田繁忠	丸山 龍男	長谷川徳三郎	中野 健治	おなまえ
満84歳	満67歳	満81歳	満63歳	年齢
字稲穂	字奥尻	字富里	字松江	住所

お祈りを
 します

大盛 礼人	島山 桜	おなまえ
司 健	健	保護者
字奥尻	字宮津	住所



お誕生



募 集

地元・自衛隊で 非常勤隊員募集

航空自衛隊第29警戒隊では次のとおり夏期の非常勤隊員を募集しております。

職務 基地環境整備(草刈り)
資格 ①身体健康ですでに健康保険に加入している方 ②性別・経験は問わず ③その他
期間 平成19年8月から9月までの41日間
勤務 午前8時から午後5時まで(土・日・祝日は休日)
給与 月額8千100円



採用 1名
試験 7月上旬〜中旬を予定
申込 6月中旬〜下旬を予定
※申込み及び詳しくは、航空

自衛隊第29警戒隊総務人事係
長(宇湯浜・☎2-2046
内線202)へお問い合わせ
ください。

あなたも 税務職員に

札幌国税局では、税務職員を次のとおり募集しています。
資格 昭和61年4月2日から平成2年4月1日までに生まれ
た方
受付 6月26日(火)〜7月3日(火)
試験 9月9日(日)(第1次Ⅱ教
養・適性・作文試験)
申込 人事院北海道事務局(〒
060-0004・札幌市中
央区大通西12丁目・☎011-
241-1248)

※申込用紙の請求等詳しくは
札幌国税局人事第二課採用担
当(☎011-231-150
11)、または江差税務署総

務課(☎0139-5210
078)へお問い合わせくだ
さい。

案 内

交通事故後の対策

交通遺児のすこやかな育成のため、また、交通事故による介護が必要な方に、次のとおり「資金の無利子貸付」と「介護料の支給」の制度があります。

◎**交通遺児等育成資金の貸付**
対象 自動車事故が原因で保護者が死亡したり、重度の後遺障害が残ったため生活が困窮している家庭の、0歳から中学卒業までの子ども
貸付 一時金15万5千円、毎月2万円、入学支度金4万4千円

◎**介護料の支給**
返還 20年以内の均等払い
対象 自動車事故が原因で、脳脊髄、重度の後遺症をもつ

ため、移動や食事、排泄などの日常動作に介護が必要な方支給 毎月2万9千290円〜最高13万6千880円
どちらもお申し込み、詳しくは独立行政法人自動車事故対策機構函館支所(☎0138-155-1173)までお問い合わせください。

お わ び

広報「おくしり」5月号(No.470)の中で、次のとおり誤りがありましたので、訂正してお詫びいたします。

◎6ページ「奥尻町の新体制です・奥尻町役場の機構図」紹介の「環境センター」
誤環境グループリーダー・前田春男
正環境グループ主幹・前田春男

◎10ページ「交通事故をなくそう」の文章中の「交通安全推進員・指導員の任期」
誤任期は平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
正任期は平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

◆◆◆ 事業主のみなさんへ ◆◆◆
平成19年度 労働保険年度更新の申告・納付期限は
6月11日(月)となりました **お早めに!!**
申告書は、最寄りの労働基準監督署、または北海道労働局、金融機関、郵便局へ提出してください。
なお、不明な点及び詳しくは、**函館労働基準監督署(☎0138-23-1276)**へお問い合わせください。

